消費税増税を中止し、 地域循環型で 景気回復と地域再生を

- 2012年総選挙に臨む 中小業者の 経営とくらしを守る 5つの緊急要求 -

- 1. 景気を底から冷やし、中小業者を廃業に追い込む消費税増税を中止すること。不公平税制の是正と大企業の内部留保を活用し、持続可能な社会保障制度の確立を
- 2. 「中小企業金融円滑化法」を恒久化するとともに、中小業者に必要な資金をまわす日本版・再投資法の制定を
- 3. 被災地の復興支援と原発ゼロ実現へ 中小企業の役割の発揮で 再生可能エネルギーを普及しエネルギー自給社会を
- 4. TPP参加反対・大企業の横暴を規制し、地域循環型で中小業者の仕事の確保と景気回復・地域経済の再生を
- 5. アメリカいいなりを脱し、憲法を擁護・尊重し平和で民主的な 日本を

2012年11月25日 全国商工団体連合会

消費税増税を中止し、地域循環型で景気回復と地域再生を

-2012年 総選挙に臨む中小業者の経営とくらしを守る5つの緊急要求-

2012年11月24日 全国商工団体連合会

野田佳彦政権がついに衆議院の解散に追い込まれました。

消費税増税や原発の再稼働など、野田政権が進めてきた悪政が怒りを招き、 国民に見放された結果です。民主党は、自民党政治を批判して政権についてか ら3年余り、自民党政治を変えたいとする国民の期待を裏切り、自民党政治以 上の悪政を続けてきました。

消費税の増税強行をはじめ、沖縄の米軍普天間基地の県内押し付け、後期高齢者医療制度の廃止棚上げ、環太平洋連携協定(TPP)参加など、公約に違反し、国民を裏切る悪政を続けてきました。そして、原発への固執と無謀な再稼働容認、沖縄での米軍新基地と新型輸送機オスプレイの配備受け入れなどをすすめてきました。

震災復興の問題でも、被災地と生業の復旧を後回しにし、大企業の海外展開を支援する「新成長戦略」路線をとり、自公の要求を飲んだ復興基本法を制定し、被災地ではなく大企業とそのサプライチェーンを支援するなど復興予算の流用を続けてきました。これらは、民主党政権も「アメリカ言いなり、大企業中心の自民党型政治」のワク内でしかなかったことを示しています。

いま、日本経済は、異常円高とデフレ、個人消費の低迷、原発事故と放射能被害、中国との緊張の高まりなどにより、景気回復どころか悪化の局面にあり明るい兆しは見えない状態が続いています。

こうしたなか、消費税の8%、10%への引き上げが強行されれば、内閣府の 試算でも年収500万円の世帯(40歳以上の夫、専業主婦、小学生の子2人) での負担増は 11・5 万円となり、消費が冷え込み景気はどん底に落ち込んでいくことは明らかです。経済が悪化すれば税収も減り、財政再建にもなりません。 消費税の 10%への増税は日本の中小企業・中小業者すべての存立基盤を破壊し、不況をさらに悪化させます。増税分を転嫁できない中小業者から廃業・倒産が続出します。なんとしてもこうした最悪の事態を回避しなければなりません。

今度の総選挙は、こうした私たちの願いを実現させる絶好のチャンスです。

中小企業は全事業所数の 9 割、雇用の 7 割を占めています。わが国経済の中心的役割を担い、様々な地域資源と結びついた、優れた技術・技能を持っています。この中小企業が元気になることなくして危機打開と地域再生はありえません。

文字通り中小業者の「死活をかけた」選挙です。「消費税の増税中止」と「景気回復」はじめ、以下の切実な要求実現をはかるために全力をあげて闘います。

- 1. 景気を底から冷やし、中小業者を廃業に追い込む消費税増税を中止 すること。不公平税制の是正と大企業の内部留保を活用し、持続可 能な社会保障制度の確立を
- (1)「一体改革」を見直し、消費税増税を中止すること。
 - *消費税増税を中止し、社会保障制度改革推進法は撤回すること。
 - *免税点を年間売上3千万円に戻し、簡易課税制度の拡充を図ること
 - *共通番号制(マイナンバー法)の導入はやめること。

- (2) 応能負担原則から大企業・大資産家への課税を強め、所得の再配 分機能を強化すること。
 - *研究開発減税など、租税特別措置による隠れた「補助金」をやめ、 大企業優遇税制をただすこと。法人税に累進税率を設け、大企業へ の応分の負担を求めること。
 - *所得税の最高税率を引き上げ、証券優遇税制の廃止など大資産家 優遇税制をやめること。
- (3) 国保料・税を引き下げ、無条件で正規保険証を交付し、窓口負担を軽減すること。社会保障制度を拡充すること。
 - *国民皆保険制度を守り、国保への国庫負担を総医療費の 45%に戻すこと。
 - *後期高齢者医療制度を廃止し、差別医療をやめること。
 - *医療費抑制策を転換し、医療・介護崩壊に歯止めをかけること。
- (4) 中小企業者の雇用保険・労働保険・社会保険の負担を軽減する措置を講じ保険料を大幅に引き下げること。
 - *雇用を維持する中小業者を後押しするよう事業主負担分の減免措置を創設すること。
 - *払いきれない保険料の滞納に対しての差し押さえをやめ、納税緩 和措置の速やかな適用を図ること。
 - *年金や生活保護の切り下げをやめ、拡充すること。
- (5)経営力強化につながる税制支援を行うこと。
 - *課税最低限の引き上げ、個人事業税の事業主控除の拡充など中小業者の税負担を軽減すること。
 - *中小業者の勤労性を考慮した「事業主控除」をもうけ、所得税法

第56条は直ちに廃止し、家族従業者の働き分を正当に認めること。 *延滞税の大幅軽減を直ちに行うこと。

- 2.「中小企業金融円滑化法」を恒久化するとともに、中小業者に必要な資金をまわす日本版・再投資法の制定を
- (1)金融円滑化法を恒久化すること。緊急保証を復活させ全業種対象に戻すこと。
 - *日本政策金融公庫の貸付金の金利を引き下げ、返済期間・据置期間を延長すること。
- (2) 金融検査マニュアルを地域密着金融の実態にあったものに改正すること。
- (3) 中小企業再生支援協議会をより規模の小さい企業者の救済・再生に役立つものにし、査定費用の負担の軽減をはかること。
- (4)地域経済進行と中小企業金融の円滑化を目的とした日本版・再投資法を制定すること。
 - *地域金融機関が中小業者の再生と経営支援、地域貢献を推進するよう指導すること。
 - *リスクに応じた金利ではなく、支払能力に応じた金利・保証料に すること
 - *「責任共有制」を廃止し、信用補完制度を充実すること
- (5) 自治体の「制度融資」の改善・拡充を促し、利息・保証料補助を 実施する自治体への財政措置を拡大すること。

- 3. 被災地の復興支援と原発ゼロ実現へ 中小企業の役割の発揮で再生 可能エネルギーを普及しエネルギー自給社会を
- (1) 原発の稼働を直ちに中止し、すみやかな撤退と、エネルギー政策の転換にむけて期限を設定した撤退計画を策定すること。
- (2) 太陽光、小水力、木質バイオマス、風力などの再生可能エネルギー開発をすすめ、不必要な規制を撤廃するとともに、担い手として中小企業者の参画を促していくこと。
- (3) 再生可能エネルギーによる電力の買い取り制度を改善し、エネルギー自給をすすめること。また、多様な発電を効率的に使用する(スマートグリッド)環境整備を政府としてすすめること。
- (4) 災害に強いまちづくりをすすめ、国の責任ですべての災害被災地 の生活・なりわいの復旧・復興をはかること。
 - *中小業者の店舗・工場への直接補助などの支援を抜本的に拡充すること。
 - *「二重ローン」解消のための債権買取に金融機関が積極的に役割 を発揮すること。
- (5) 国と東京電力は原発事故被害の完全賠償を行い、「賠償金は非課税」にすること。

- 4. TPP参加反対・大企業の横暴を規制し、地域循環型で中小業者の 仕事の確保と景気回復・地域経済の再生を
- (1)農業と地域、経済主権の崩壊をまねくTPPには参加しないこと。
- (2)地域経済対策として、経済効果の大きな住宅リフォーム助成や耐震助成制度などを恒久制度として創設・拡充すること。
- (3) 受注業者が赤字となる公共事業をなくし、中小業者の受注を増やすこと。
 - *中小企業向け官公需発注目標額を着実に達成するとともに、中小企業分野への大企業参入を規制すること。
 - *公共事業を地元優先、福祉充実、環境保全、防災重視にすること。
 - *地域建設土木業者の事業継承・後継者育成の支援を強めること。
- (4) 大企業の横暴・下請けいじめの根絶へ下請法・独禁法の改正と運用を改善すること。
 - *書類作成保存義務(下請法5条)の保存期間を5年に延長すること。
 - *下請法違反について違反金制度をもうけ、被害金額の3倍を損害賠償として加害企業に課すようにし、被害企業救済を実効性のあるものにすること。
 - *下請振興基準を厳守させるよう、行政指導を強化すること。
- (5) 大企業の身勝手な撤退・リストラを規制できるように法整備を行 うとともに、まちづくりにも貢献する地域商業振興への支援をはか る。また、F C 規制法を制定すること。

- 5. アメリカいいなりを脱し、憲法を擁護・尊重し平和で民主的な日本 を
 - (1)米国政府に対し、普天間基地の無条件撤去を求め、オスプレイ配備を撤回させること。
 - (2) 小選挙区制を廃止し民意を公正に反映できる選挙制度とすること。
 - (3) 政党助成金を廃止するとともに企業・団体献金を禁止すること。
 - (4) 復興予算の流用をやめさせ、被災地の暮らしと生業の再建をはかる。
 - (5)憲法9条をはじめ、平和的民主的条項を生かした政治を実現する こと。憲法25条に基づき人間の尊厳を守る生活保障の確立をはかる こと。

以上